

西日本の状況④

震災時の津波の影響に伴う塩害などの被害にあった災害廃棄物に対し、国は①

木くず・コンクリートくずなどや有害物質などの混入がない津波たい積物②木くず・コンクリートくずなどや有害物質などの混入がある津波たい積物③以上二つに大別した。

①について、土木資材として利用されるほか最終処分が困難な場合、法律に基づき海洋投棄処分②では、選別後の木くずについて有効利用するとしている。ただし、有効利用ができないものに

周辺住民の理解がカギ

者が製鉄グループ会社とスーパージェネコンと共同でがれき処理を開始。まずは岩手県釜石市北部で約3万8000トの処理をする。

9月に入り、がれき撤去に当たるゼネコンから処理の要請が予測されていることから、西日本でも行政をはじめ処理業者が対応策を講じている。ただ、木くずなどの震災がれきの受け入れを表明した西日本のある行政や処理を手掛ける周辺住民からその処理に対する反対意見が多くあった。ある地域では2週間で約3000人を超える数の反対署名もあった。現状からの無理解からだと思われる。処理を手掛けていく上で、チップ業者からは「周辺住民の理解をいかにして得ていくかが最も大きな課題だ」という意見が出た。(つづく)